西岡虎之助『大正大學講義録』翻刻（完）

教育学部日本史ゼミ（71期）
西島野々華・宮前　大地・古崎　紀佑・海津　一朗

2022年１月20日　受理

はじめに

本稿の目的は、和大紀州経済史文化史研究所保管の西岡虎之助『中古土地經濟史(大正大學国史科講義案)』(分類番号10-A-A-５)を翻刻し、西岡史学の知られざる一端を明らかにすることである。本稿では、主に翻刻の作業を行った。

この『中古土地經濟史』は、全部で31丁あり、別件で使用したＢ４判原稿用紙の裏に万年筆で見開きにびっしり書き込まれたもので、袋綴している。紙背原稿に『老農渡部斧松翁伝』(第３著書)の序文があることから、少なくとも1928年以後のものと考えられる。[1)]

表紙には西岡の名前と表題が書かれ、本文は一.序論、二.上古土地経済史概観、二.本論一.班田制時代のような項目がたてられている。

凡例

翻刻に際しては先行する小林真侑氏の國學院大學講義録のルールに倣った。[2)] ただし、今回は縦書きの原文を横書きに改めているため、いくつか新条項を加えた。

①漢字・仮名は原則として原文通りをめざしたが翻刻の都合で統一できていない。
②おどり字については、漢字は「々」「々々」を使用し、仮名は開いた
③貼紙は「　」で示した
④抹消は字数分の■で、消した字がみえるミセケチは■をせずに(　)で示した
⑤挿入及び列を外れた文字は[　]で示した(両側に挿入が入る場合は右左の順に別の[　]で示した)
⑥判読不可能のものは字数分の●で示した
⑦読点・句点はすべて原文に従った(翻刻者の判断では入れていない)

今日の研究状況ではそぐわない用語・用法があるが、著者がすでに没しており、大正期のマルクス主義歴史学の歴史的作品であることを重視してそのまま全文翻刻した。

(表紙)

西岡虎之助(二重枠囲い)

中古土地經濟史

(大正大學国史科講義案)

(本文)

中古土地經済史

一　序論

土地経済史は、農業史若くは農民史の一部門■■[としてこれを考察す]る。農業はわが国史の全体、■■■[特に上]古・中古を通じての最も一般的重要性を有す経済■■「形態」である。一般人民の経済生活にとって大きな意義を有つものである。随って農業史を研究することは、自ら當時に於ける一般的経済形態を闡明する所以となる。而して農業を可能ならしむる基礎条件は土地である。土地を生産手段とする職業が農業のであつて、土地と■■■■を離れて[の農業といふこと]は、吾人は■■[現象]形態に於いてすら考えることが不可欠である。かくの如く農業と土地とは■不離の関係にある。この土地即ち農業の基礎手段である所の土地について、農業に従事する者即ち農民が如何なる経済的活動をなしめたか、またこの農民の活動する土地が如何なる政治的支配を受けたかといふことを時間的面即ち発展過程に於いて研究するのが、ここに云ふ土地経済なのである。換言すれば土地経済史とは、土地的現象■■■■[に於て研究する]経済的変化■の歴史であるのである。[経済的]文化とは■■■■■■■■■「経済的」欲望[(効用給付ヲ内容トス)]を充たす為めに妥當性ありと思めて成す所の価値のある産物の惣和を抽象化した概念である。この経済的変化は諸々の形態をとって現象■■■[するが]、この経済現象形態のうち、土地を構成要素と■■[する]ものを対象として[研究し]その発展過程即ち相矛盾する時間的部分のそれぞれに於て、土地的経済現象[形態]が、各々異同を生じて行く理法を明かせんとするのである。更に土地の現実の経済現象は種々であって、この中には非農業的現象も■■■[ないでは]ないが、農業が一般的重要性をもつ経済形態である限りに於いて、農業的

現象とその方向を同うて■■■[内容に於て]農業的■土地現象と■■■■■■[連用して]ゐるのであるから、こ■[れら]非農業的土地形態にて触れて行きたいと思ふ。更にまた土地経済史と申しましても[その研究的●は]我国史の縦的全体に亘るものではなくして中古即ち平安時代を時間的対象とするのである。この時代は土地経済史上、班田制■■■■■■[時代][と及び荘円制時代]とに股がるので、班■[田]制の樹立、その崩壊と荘円制の樹立、荘円制の充展といふやうなことが具体的内容となすのである。抑々[特に]土地経済史[上]に於ける(時代区分)[発展段階]即ち■■時間面若くは発展過程を如何なる時間的部分に分ちまたその部分■[に於ける発展の道を]如何なる名■称をそえて呼■ぶことが最も一般的普遍的妥当性を富むかといふことは、頗る困難である。発展段階は言ふまでもなく一定の標準によって土地経済の組織又は秩序を類別して決定せらるるのではあるが、其の標準の言い方即ち何を標準とするかによって発展段階が違って来、また最も適当なる標準にあってもそれによって決定せらるる一段階の時間的部分が永きにま■■■[して実質]的に発展段階とおしての役割を果さなかったりして、発展段階[としての区別]の立て方は甚だ困難ではあるが、私は土地の占有形態からして考へる、即ち占有形態を標準として土地経済の発展段階の区別を立てる。この区別のよる各段階の名称及び各段階の切れ目、時代別は次の通りである。

一、　總有制時代…原始期より大化改新まで
二、　班田制時代…大化改新より延喜天暦頃まで
三、　荘円制時代…延喜天暦より応仁の乱頃まで
四、　知行制時代…応仁乱より徳川幕府末まで
五、　■[単独所]有制時代…幕末より～

総有制時代とは、土地の所有権が個人で[単独所有の形態]でもなく[各個人の]共有といふ形態でもなくその外に立つ人の団体が土地所有権の主体をなしてゐる時代である。抑々所有権とは物に對する完全円満なる排他的支配力であって、■[そ]の所有者は物に對する管理・處分・使用・収益等の全能権を自己の手中に収めてゐる。この所有権の主体が個人若くは個人々格である場合には、それは単独所有権である。また所有権■の主体が多数である場合、即ち■一物が多数人の所有に属する場合はそれは共有権であって、その際には、一個の完全な所有権が、所有者の数に應じて分量的に分割■■せられ、各共有者は、各完全なる所有権の一部を有ち、各共有者は、単独所有者と同様に、各自の有する持分権を自由に處分することが出来る。単独所有権と共有権との差異は、権利の性質にあるのではなく、単に分量に在るに過ぎなないのであつて、[随って]共有権は個人所有権に単独所有権の形態を生はないのである。然るに総有制に於ける所有権の主体は、共有権の場合と同様に主体の構成員は多人制ではあるか、しかしその多人制は、團体■■■■■、即ち組織を具有する実在体にあるのである。團体はその意志機関及び執行機関を通じて團体自身の単一的生活を営んでゐる。而して人の團体が團体として社會生活上の一単位をなす以上は、團体に對し團体自身の独立した人格として個人々格に還元せられたる抽象的人格を与付することが可能である。随つてこの人格が物を所有する場合換言すれば團体か團体として物を「所」有する場合にも、単独所有又は■■[各個人]■の共有といふ形態の外に、團体的所有権の独立した形態があり得るのであつて、これが総有権若は総有制である。総有■制にあつては[土地に對して]團体の構成員たる個人には[単独]所有権■は勿論分量的にも個人は所有権を有してゐないのである。而して総有制に於ける團体■[の]範囲を拡張して国民全体とし、国民全体を構成員とする国家といふは社会■[の]代表者である天皇御一人に、土地所有権の管理處分権が移り、国民■■の家庭[といふ團体■■■]戸■[に]土地所有権の■■■[制限的]使用収益権を与付せられたのが班田制の時代である。[随つて]総有制と班田制の■[差]異は所有権[(管理處分権)]の主体か團体■[で]あるか、團体の代表者であるのかが主なる点であると言える。更に班田制に於ける所有権の主体を小規模にし、随って■■所有権の客体■も小規模となり、主体客体ともに大小■数多の形態をと■■■■[るに至った]のが荘円制及び知行制である。荘円制と知行制との差異は、形式的には荘円制は所有権の客体の性質に基き知行制は所有の行使形態にあるものであり実態的には所有権[の主体]が不●質なる幾つかの■■■[主体]に 分れて■■[●●に]存在するか否かによる。複雑なるものが庄円制であり単純なのが知行制である。更にまた知行制■に於ける所有権の主体を小規模にして、個人主義的理念に基って個人に完全円満な排他的支配力を奮ったのか単独■所有権若くは単独所有制である。単独所有制と総有制とは[同じカテゴリーの上に■]対蹠的関係■[を■以って]立つも■の■である。然るに班田、荘円・知行の諸制は前記二者と別個なカテゴリーに立■■■[つもので]総有■■[乃至]単独所有■の変態■■■であると云へるが、その変態である所に総有する単独所有に至る発展段階としての意義が存するのである。

以上の如く[我国]土地経済史に於ける発展段階としては、総有、班田、庄円、知行、単独所有の諸形態が想定せられる。このうち本講に於て取り扱ふのは、班田制と庄円制との二形態で、その■期間は中古即ち奈良平安時代更に至れば大化改新より鎌倉開府に至る間であるが、この期間内に於ける段階の生成の過程を知る為に、まづ上古の絶有制の沿革を概説するの必要がある。

○

二、上古土地経済史概観

日本はアジアや大陸のへりに沿ふ[て]細長き■列をなす陸島である。この陸嶋である所の日本に於ける原始民族の成立事情は詳ではない。この[列]嶋に自ら民族が発生したのか、それとも外民族がこの「列」嶋に渡来したのか詳ではないが、通説即ち人類学・考古学・神話学・土俗学及び言語学等の諸研究の結果「によって帰納す」れば、従説即ち外民族の渡来■■■■[といふこ]とが日本民族の原始的構成原因であつたらしい。けれども原始民族の渡来事情にしても、その具体的形態、即ち何時・如何なる民族が何處から如何なる形式で、日本に渡来したかといふことに関しては、未だ確定説を見出し得ぬ。或は南方説あり、或は北方説あり、或は西方支那大陸■■[より]直接に若くは朝鮮半嶋を経由して渡来したのであるなど、諸説紛々としての帰する所を知らない。しかし乍らこれらの諸説を総合して大体次の様なことが結論的に云へると思ふ。即ち原始期に於ける日本への民俗の渡来は、ただ一回行はれたのではなく、時を異にして幾回となく行はれ、而もその民族の種類、民族の郷土、渡来の方向及び形式は■■[単純]ではなく複雑であったといふことこれである。随って原始[期]に属する或時間的面をとつて、その横断面を眺めると、そこには出自系統及び生活様式を異にする多くの民族が混在して、そうして各民族的社會を形成してゐることが分ると思ふ。けれどもこの民族的社會構成の要素である所の諸民族の間にも、自ら■■[その]勢力に優劣のけぢめがあり、またけぢめのある結果として各民族の間に消長の歴史的変遷を免がれなかつたらしい。変遷の軸その中心となって勢力のあつたのは、所謂天孫民族であり、この天孫民族を続いて比較的に勢力のあた民族は、所謂出雲民族とアイヌ民族とであった。これら三民族は原始的日本民族構成要素であると大体言える。

原始日本民族構成の三民族間に生じた消長過程[に関して]は、これまた確定説を見出し難い。が「行論の必要」上よりして一の確定説を提言すれば、凡そ次の如きことが言へる。日本に最も早く生棲せる民族はアイヌ民族であつて、その使用した所の所謂縄紋土器は、山陰道を跨いで日本全土■から発掘せられる点より推して、大体に於いて日本全土に廣がり住んだものらしい。ただその出土品が東北より西南に至るに随ってその濃度を減じてゐることに依って、アイヌ民族生棲の人口的発展■と渡来方向とが知れると思ふ。アイヌ民族に次いで勢力を得たのは出雲民族であつて、これは所謂弥生式土器を使用してゐたのであるが、その渡来及び発展の過程は、大体に於いて大陸方面から朝鮮半嶋を経由して来住し、山陰道を中心としてその勢力を四方に廣ったものらしい。即ちまづアイヌを撃退し■[た]一派や南に進みて山陽道にのり、一「派」は東に伸びて北陸道にのり今の越後地方に止まり、その内の一支脈は若狭辺から南折して近江にのり、南山城を経て淀川流域■■■に沿うて瀬戸内海に進み、ここに山陽道に進んだものを合して、そうして四国に擴がった。また近江から分かれて東方美濃にのつた一派もあつたが、これはそこでアイヌ人に遮られて南下して伊勢にのり、更に東海道の海岸に沿うて相模武蔵にのった。出雲民族の繁殖■[経路]は凡そ以上の通りであるが、この民族は、武勇という点に於いて或はアイヌ民族に劣るものがあつたけれども、その使用した所の銅鐸に関して考ふれば、文化はアイヌ■民族より遥かに進んでゐたらしい。かくて大体に於いてアイヌ民族に替って日本に擴まり住んだ。然るに更にこの出雲民族に替って日本に擴り住んだのが天孫民族である。天孫民族は大体に於いて南方系の民族であって、熱帯地方から集團をなして九州地方に渡来し、これを足だまりとして、漸次その勢力圏を擴張し、やがて出雲民族に比肩し得る所の■優勢なる民族になつた。勢力のほぼ伯仲する民族の間には、必然争が生ずるので、争の結果として現はれたのが天孫民族の出雲民族征服といふ現象で、かの神話に云ふ所の天窟戸の変及び大国主命の国譲などはこれに関する代表的説話であろう。かくて出雲民族を征服せる天孫民族は、更に瀬戸内海を東進して紀伊より大和にの■[っ]たが、その経路には多く銅鐸が発掘せらるる。天孫民族は比較的武勇に富んでゐたけれども、文化の如きは却つて出雲民族に負ふ所が多かつたらしい。大和に入つた天孫民族は、ここを根拠地域として更に四方を経略し、その勢力は遠く安房・武藏方面々にも伸びて、その地方のアイヌ人を更に東北方面に撃退するに至った。かやうにして天孫民族はアイヌ民族及び出雲民族に替って日本に擴り住み、且つ征服者として■優位にある所からして自ら政治的支配者の地伝も占め、■結果として渡来の民族[的]社會は移って国家的社會結成の曙光■■■[の域に達]するに至った。

[しかし乍ら]国家的社會結成の曙光の時代は、国家的社會結成の歴史的段階としてこれを見たに過ぎないので、現実的状態としてはなほ、民族的社會の域を脱するものではなかった。ただ民族的社會の比較的進んだ段階若くは後期に該當するといふに外ならぬ。随つて天孫民族が■日本全土に擴り住み、政治的地位を■[占]ったからと云つても、従来の民族が■全てその地位を失ひ、生活様式が悉く天孫民族化したといふのではない。生活様式の如きは却つて天孫民族は先住民族化し、先住民族の地位の如きも■■■■[天孫民族]に反抗せざる限り■■[これ(を)]のそのまま認めてゐたらしい。その結果、時の経過に伴つて諸民族は次第に人種的に融合し、文化的にもほぼ同[一]形態の■■■■■(たのであると思は)■■[■■ものを有つに至ったからと思はれる。]由来民族の生活様式なるものは、民族によって各々固有形態があるといふことは否定出来

ないのではあるが一定の環境の下に於いては、同じい條件に制約せらるる所からして、勢ひほぼ同じい生活形態を■導くものである。故に日本に渡来せる諸民族の系統及び[固有]生活様式は[各々]違つてゐたとしても、渡来化に於て日本といふ風土の中心に生活を続ける限り、時間的経過と相俟つて、[各]固有形態■■■[を次第]に捨て去り、相違がって同一形態即ち云はば日本的形態の発生を促すのは自然である。況んや人種的融合がその拍車の役割を成すに於ては猶更ら然りである。■■■■然らば[かく]同一形態の下にあつたと思はれる當時の■■■[我が]民族の生活よりに生成せる文化●中その基礎的要件たる経済的文化形態は如何であつたか。

○

原始日本民族の経済的生活形態として、所謂略奪[採取]経済形態なるものが、先行したか否かは詳ではない。勿論わが古伝説には、かの山幸・海幸の説話を代表的説話と■■[して]これに類似せる伝説、即ち海陸に生ずる「自然物」及び植物性の自然物を採取して、それを以って、[専ら]経済的生活[源又は]資料)と■■[した]かの如く想はしむるにたに足る伝説は少くはなく、寧ろ豊富であると云つて宜しい。まん考古学的遺物にして略奪経済生活■■■[徴証とな]る器具が頗る多い。けれどもこれらの伝説や遺物を微証として、直ちに我が原始期に於いて、純粋なる略奪経済形態が存在したと断ずるのは早計に失するものと思はれる。何故となれば第一に、自然地理的條件■■■■■■■■[の制約があるから]である。如何に原始的で他生物が豊富であつたとは云へ、その[分類上の]豊富さは日本の如き風土にあつては、自ら制限があるからして、その自然物[採取]を唯一の手段とする生活形態が存在するといふことは疑はしい。第二に伝説や遺物の残存形態は、必らずしても純粋の略奪経済的生活形態の存在のみを支持してはをらぬ。即ち[この形態は他の経済活動形態と](他の生)空間的併在形態■[にある]場合及び時間的併在形態■[はある]場合が、多くの場合を形成するのであつて、他の経済活動形態を伴はずして現はふることは、絶無ではないまでも、甚だ■■■[稀]である。他の生活形態と[申すの]は農耕経済形態であつてこれと略奪経済的形態とが併立してゐるからである。例へば前述の略奪経済の代表的説話である所の山幸・海幸■の活にし■■[ても]、最後の段■■■[(即ち]、弟の尊が■[海]神[ワダツミノ]から火々出見尊)に潮満珠、潮凋珠の二の宝物を用いて、この珠の作用によって、兄の命(火酢芹命)[ホノスソリ]を苦しめてゐるがその時、海神の云つた言葉に「兄作高田(アゲタ)者、汝可作●田(クボタ)、兄作●田者、汝可作高田」とあつて、高田・●田といふが如き農耕的生産経済の手段であるところの田地のことに触れ、而とこの田地は常時の経済生活■■■■■[上の手段として頗る]重要性を帯びてゐることを暗示してゐるのである(日本書紀二)。[田地は當田と呼ばれたらしいが(古事記)この]田地が重要な経済的生活の手段であつたことは、日神と素神との衝突の動機が田地に関係してゐるに微とても分る。日神には安[ヤス]田・平[ヒラ]田・邑併田[ムラアワセ]といふ三處の田があり、就れも良[ヨキ]田で長[ナガ]雨、炎旱[ヒデリ]に損傷せざるに反し、素神の機[クヒ]田・川依[カハヨリ]田・口鋭[クチト]田といふ三處の田地は皆磽[ヤセ]地で雨ふらば流れ小旱[ヒデリ]には焦■■[ける]のであつた為に、素神はこれを■好み[日神の田を害する為に春の種蒔時に][灌漑用の]楽槽[ヒ]を廃[イズ]ち、溝を埋め、或は田の畔[アゼ]を毀ち、或は播種子[キマギ]をなし、秋の穀熟して種蒔時には籤を挿[サ]し、絡縄[アデナワ]を引●し、馬を田中に伏せなどしたといふ(日本書紀一)。この説話に照しても田が[當時の生活に]如何なる経済上の地位を占めてゐたかが分るが、なほこの説話に現はれてゐる田地の■名称よりして、田が地勢の位置)、性質等よりして幾つかの種類に分■たれてゐたことを知り得る。日神の田はこの升に狭田[サナダ]・長田[ナガタ]及び垣[カキ]田などの名称を以つても呼ばれてゐて[(日本書紀一)]、田の種類にはその形状・設備によつても区別せられたやうである。而しかやうに田が多くの名称を持ち種類に分れてゐたことは、やがて田地の存在といふ可害から探り得る農耕経済形態が當時既に相当高き段階を占めてゐたのではないかと思はれることこれである。

更にかくの如く[農耕形態が]比較的に高い段階にあつたとすれば、延いてこの形態は、すでに主要なる経済生活源を形成してゐたのではあるまいか、當時の経済機構に於ける中枢的要素があつたのではあるまいかといふ推測が可能である。若しこの推測を可能なりとすれば、前に述べたる略奪経済形態の併立といふことは、補助的要素として、農耕形態の経済機構を補助するといふ意味に於ての併立でしかなかつたのではあるまいか。勿論この併立状態も、発展的過程にて於いて考察すれば、略奪形態が主で、農耕形態が従であつた時代が先行し、両形態がその地位を顛倒した前述の形態は、その後の形態であり、農耕形態の分野が次第に発展を遂げたる結果であるといふ解釈も許される。農耕形態■発展[究極]は、[純粋なる]農耕経済形態の出現■となるのであるが、その前の時代の経済形態は、分量的には前後多少の相違はあるとしても、実質的には略奪農耕両形態併存の状態にある時代があつたので、これが原始期に於ける経済■的機構を■なしてゐたものと考えられる。而してかかる機構の源流としては、恐らく民族のの日本への渡来以前の生活形態■■■■■[に系統を]引くものかと思はれる。即ち■■[農耕]形態の段階に入つてゐた民族が日本へ渡来したに因ることであらう。勿論渡来當時にあつては、まだ民族によつては略奪形態の●によつて生活を維持したこと若く

はしたのと絶望は無かつたであらうが、これも時間の経過と、農耕形態による民族の渡来とに影響せられて、農耕民族化し、また農耕民族としても自ら自然物の採取といふことが伴ふのである[即]からして、遂に略奪・農耕両形態を生活機構の要素とするに至つたとの思はゆる。而してこの機構■■[にし]ては少くも、その一半に於いて土地の積極的使用若くは土地を積極的経済手段としてゐる。この手段は云ふまでもなく農耕によつて代表せらるるのではあるが、農耕形態の段階に於ては必らず一定の地域を占有してそこに居住する。居住のねの土地占有形態は、恐らく土地に対する積極的使用の最も古いもの最も原本的なものではなかろうかと思はれる。然らば當時のわが民族は如何なる地域に居住を占めて、[これを]社会構成の地的要素とし、また経済生活乃生活動の根拠地としたのであるか。

居住の為に占有せる地域即ち居住地帯の、最も古い原始的の地理的位置並に地勢としては、山の麓に位する緩傾斜の地勢をもつ地域これではなかつたかと思はれる。勿論わが国の如き山国にあつては、到る所、山か然らざればその麓かではある■■[け]れども、それでも子細にこれを点検すれば、土地[の表面]は大体に於いて次の三部に分類することが出来る。平坦で傾斜のない部分と、緩やかな勾配[傾斜]を有る部分と、急傾斜の部分と、この三つである。平坦な部分はこれを原と呼び、緩傾斜の部分は山の麓でこれを野と呼び、急勾配の部分は云ふまでもなく山地である。この二部分のうち原始的居住地帯として択ばれたのは山の裾、又は野に當る部分である。この山麓[の]野に相当する地帯が何故に先づ択ばれるかと云へば、生活の最も快適地であるからである。生活の快適地としての條件のうち最も重要なのは水であるが、山麓又は野に於いては、水は自然に即ち地理学上必然に井・若くは泉となりて涌出し、生活に必須なる傾斜水を供給する。加えて[下位に原をひかえてゐる関係上]水の排セツ作用が良好で混けることなく、また原に於けるが如く水害の量も少ない■■■■[上に]、水の利用に當つても労力を多く費すことを必要としない。かくの如く人間の新しく土地に定着するに當つて最先に而も最も必要とする水の関係■[を]主要條件として、その他交通上、外適防禦上などから考察してもまた優れた要素を具へてゐる所からして、山麓の野が居住地帯として占有せられ、延いて土地経済の上にも必要なる役割を果さしむるに至つたのであるが、然らば何によつて、山麓の野が原始的居住地帯であつたことを立証すべきであるか。

○

原始的居住地域が山の裾の野にあつたらしいことを立証する最も有力なるものは神社である。神社は原始期業時間的連続性を有つ原始的[民俗的]宗教機関であるが、神社の機構に於いては一定の限界をもつ土地の占有が必然伴ふ。而して占有せられたる土地は、占有そのことが神の意志に[よつて]決定し、人間の智恵を以つて撰定したのでないといふ宗教的性質よりして、一旦占有せられたる地域は、人の占有に帰することなく、また人の意志によつて動かされることなくして、神社として若くは神社的性質を有する場所としての[宗教的]永久性を失はない。神社■■■[の]も■■[つ]永続性■[の]構成内容のうち重要々素は、實にその■占有せられたる土地の永久に神聖さを保持するといふ所に■これを求むべきであろうと思はれる。神社の■■[土地的永久]性は多くの神社が同一地域に於いての歴史を有つといふことに照して勿論ではあるが、更に神社として一旦占有せられたる地域の永久性については、倭姫命世紀、天野告門、宇佐八幡宮縁起(承和年間)等に於いて、■■■神々が■[それぞれ]地方を迎行して多くの場所に一時的に留まつてゐるが、これらの一時的宮居の地域は、いつまでも、その神聖さを失はざるのみならず、後には、■■■■[神社形態]に復活してそれぞれ太神官なり丹生社なり八幡宮なりを形成してゐることに■徴して明である。而してこれらの神社の所在地域なり、神聖なる■■■[所とし]て占有さられたる地域なり地理的位置についてこれを見るに、孰れと山の麓の野に當る地帯にあるのである。更に神社等が山の裾に位するといふことは、延いて部落が山麓地帯に発達したことを物語るものである。神社は[人との関係の外にあるものでは勿論ない。■神社に]民族的宗教機関■■■[として]當時の人々■■■■[の生活■■■■][に於て]■■■[最も重要]■■[條件]をなし、■随つて部落社會の生活上の中心をなしてゐた。但し中心とは必ずしも幾何学的中心の意味ではないが、神社といふ宗教的機関■■[と地]域的に不可離の関係に立つて當時の部落生活があつたのである。故■[に]神社■■が山麓の野にありとすれば、部落も随って山麓の野に発達したものと云はねばならない。神社のみならず御歴代の都の所在地から推しても、[亦]同様の結論を導き出すことが出来る。上古の帝都は悉く山間若くは山寄りの地域にあつたもので、決して曠潤なる■[平]原の中に建設せられたるものではなかつた。而して[帝]都は人民の居住地域即ち部落を離れて考察することを許されないとすれば、帝都の所在地から云つても、上古の部落は、山寄りの地帯や発達したものと見なして宜しい。なほまた上古の部落が山麓に在つたことを■■暗示さるものは、川上とか淀と名のつく地域の位置に當時の人々が生活を営んでゐたといふ伝説■■■■■[これである]。川上は川下に対するもので、川下[沿■川■■■地域]は平原地であるに対して川上は谷川の初めて山地を出で平■[■][地]に移る地域、[産地と平地との接源地帯即ち]山■の裾の野地に當ので、川水は急流から始めて緩流に変るのであつて、その際水は一時ヨド■■■■■■[ムのであるが、そ]のヨドム所が淀である。

註　上古人最初の居住地域となりて部落形態の場となつたのは山の裾の野地であるが、時間の経過は、必然人口の増加を来たし、従来の如く山の裾だけを居住地域とすることが不可能となり、過剰人口を他の地域に追って、そこに新たなる部落を形成せしむるの交通に向つた。かつての方向には二つある。一つは安全性に富んだ方向であつて、益々山奥に分け入つて故郷類似の地域即ち■■[規模]は小さくとも山麓の野に相当する地を見出してそこに新部落を建設する。他の一つはやや危険性の多い方向であつて、山寄りの地を離れて平原の地を造出しそこに新部落を営なむのであつた。而してこの二の形態に於いて前者の場合に於ける山奥へ侵入の度合と、従来の場合に於ける平原への進出の度合とは、時間の経過に対して略々画期的関係を以って発展し、故郷[山麓の野地]より遠さかるのではあつたけれども、後者は殆ど未経験に近い生活形態であつた丈けに、前者の比較してその発展の度合が遅れ勝ちであつたことはこれを想象するに難くはない。然し乍らこの推測も同じく時間の経過の齎らす他の事情の添加によつて、若干訂正せざるを得ない。他の事情とは支那大陸とその交通の結果これであつて、支那大陸に於ける聚落制度の採用は、従来動もすれば渋滞勝ちであつた部落の平原進出に対して、拍車の役割を務めたのであつた。

抑々支那大陸の変化には、少くも日支交通の開始せられた頃には既に純然たる平原文化を形成してゐたといふ■べきであつた。支那大陸がその文化の特徴よりして、治水文化地域に拠せられる所以もここにあるのである。治水とは洪水を防ぐことである。洪水は平原に於ける[自然]現象である。この自然現象を防止する文化現象は治水であつて、治水■■■[は]平原に於ける■●の文化を維持せんが為に行はれるので、このことは延いて平原が文化地域であり、随つて、部落が平原に発達せること■となるのである。この平原の聚落形態が、日支交通の結果として我国に移入せられ、そして従来我が社會の発達に伴つて萌せる部落の平原進出の傾向を一段と促進することとなつた。その顕著なる現れは、帝都の経営に於いてこれを見ることが出来る。山間の帝都が飛鳥京、藤原京に於いて漸次平原[に]進出し、つひに寧楽京が大和平原の北部に當る曠潤なる地域に建設せらるるに至つた。また地方に於いては[新に]國府が■[設定せ]られ、更にその部内には郡衙が設けられたが、これらの国府なり郡衙の所在地なりは、地方に於ける小帝都とも云ふべき機能と規模とを有つてゐたとすれば、その所地域も亦それぞれ地方に於ける平原の択ばれたるは論を俟たぬのである。但しその地域規模は、全然自由であり■從つて一定地域に新企図の下に建設せられたといふのでは無くして平原に■進出せる従来の諸部落の内から國衙や郡衙の所在地として差閊えないものを撰んで、それに新地の設備を整へたらしい所からして、その所在地域の平原であるといふ原則は、勢ひ多少とも歪曲せられて實現したものかと思はれる国府や郡衙の所在地が、平原■の内には相違ないが、山麓のもの山に近いものも必ずしも少くはないのは、この故であろう。また国府等が一旦建設せらるると、その随近に第二次的に新部落の寄生を見ることも亦有り得べきことであつた。

○

部落の平原進出をさらに反面より立証するものは、新宗教の建築物これである。かの国分二寺は国府の附定の一定距離の場所に設けらるる規定となつてゐるが、その遺跡が多く平原に属する地帯にあることは、延いて国府の部落の所在地域の地理的性質を知ることが出来る。国分寺の国府に於けるが如く、帝都寧楽にも多くの官寺や私寺が、或は移建せられたり新建せられたりしてゐる。當時の仏教を或は都市仏教とも称するのは仏寺が都市の間に集注した所から来たのではあるが、當時の都市は主として政庁の所在地即ち帝都始め国府や郡衛の所在地であり、而もこれらの都市は平原にあったとすれば、或はこれを平原仏教といっても差閊ないかも知れない。仏寺の外に治水といふ新現象が頻繁に起ってゐることと注目すべきことで、この現象は上古に於ては極めて稀であった。治水に対立さる上古の現象は池溝であった。それが中古に入るに及んでは、専ら治水即ち河川に堤防を築いて洪水の害から免かれやうとすることに変化してゐることは、部落の経済を支ふる耕地なりが平原に進出せることを物語るものでなければならぬ。

かくの如く[居住地域たる]部落は中古に入るに及んで、著るしく平原進出の傾向を示した。けれどもこの傾向は、前述のやうに自墾的発達の結果であると見るよりも、外来制度[の促進]にする強制的発展の結果であると見何とすと点が多く随ってそれだけわが民族固有の生活形態とは距離のあるものであった。■■■故に発展の上から云へば変態の属するもので、外来制度が無権威となれば、促進の縒がもどつて、再び固有の生活形態に近づくのあった。即ち推進力がニブルに伴って還元作用を起すのであった。事実に於いて寧楽帝都の時期に於いてすら、帝都は或は近江の柴香楽とか或は山背の恭仁とかいふやうな、地域の狭い山により縁の多い土地に遷都したり、又はせんとしたりしてゐる。この遷都の傾向は、平安京遷都によって完了したのではあるが、平安京は寧楽京に比較して、遥かに山に緑が多い。そのことは従来の山背国が平安新京の建設と同時に山城即ち山地が城壁の如くとり囲んでゐる国と改称せられた点からでも推測することが出来る。

この促進の縒のもどつた辻褄は、国府のあわただしい凋落に於いてもこれを経験する。国府の凋落は国分寺の衰頽に於てその端的なる現はれを残してゐる。国分寺のうちには、遂にその完成を見なかったものもあるが、略々完成したものでも平安時代の初期以来甚だしく衰頽の度を増している。この衰頽は必ずしも[僧侶の堕落とか]国司の怠慢とか財力の欠乏とかの理由からのみ来たのではなくして、国分寺を後援すべきを国府の部落が充分に発達を遂げてゐなかったからでもあろうと思われる。若し国府の部落が充分に発展を遂げてゐたとすれば、よし■■■[国家]の[政治的で]経済的保護を失ったとしても、當時の対仏教的信仰形態より推して、部落民の経済力によって支持せられて往つたのではあるまいか。然るにそのことなくして急角度を以って衰頽のを一路を辿った所以のものは国府の部落が充分その発展を遂げてゐなかった[点]にある■■と解釈して宜しい。更にまた當時の国司が京都から任国に赴くのを嫌ゐ多く京都に滞住した一面の理由も、国府が小規模にもせよ、地方文化の中心地としての機能を発揮してゐなかったからであろう。たとへ赴任したとしても、国府に住まずして、別の地域に居館を構へる場合が多かった。この場合下級[の]国司たる所謂在庁官人若くは留守所の官人等は多く土着のものであったが、これらも勿論国府に住まずして遠場の地に居住し、そこから馬などで国府に通勤するのであった。然らば国司の居館や在庁官人等の居住地域は、とんな條件の地域であったかと云へば、多くは[国府より一定の距離をもつ]山寄りの地域である。在庁官人は古来の土着の出身であるから、この居住地域[若くは部落]の山寄りであるのは當然ではあるが、都から赴任した国司の居館が山寄りの地域に新築せらるるといふことは、居住地域部落が国府の形態に還元せられつつあることを示すものであらねばならぬ。一方比較的山に縁の多いと云はれた平安京に於いても、■ここに住む貴族階級の人々は更に山寄りの地域を選んで生活せんことを願ふた。仏教にしても所謂山林仏教期に這い入つてゐる。かくしてここに山寺とか山荘■■■■[とかの経]営の盛んに続行の時代となった。これらは別宮とか末寺とかの別業とか別荘とか別所などの形態をとる場合もあるが、何れも山寺山荘同じ■性質機能を有すものである。山寺山荘の経営は寧楽時代にもあつたが、平安時代に入るに及んで殊に呼ん盛行するに至ったのである。

而して山寺山荘は、本の居住部落から一定距離をもち■[而て山に縁のある]地域[山麓]に営むのであって、山寺山荘の[経]営せらるる地域には、元来部落の発達せる所とあって、山寺山荘に附近の部落のしか土●即ち農夫・田夫・村老等招いて飲食を共にし遊んだといふ例も少くはないが(平遺史料九、本朝色題付六)、反対に山寺山荘経営の初には、無人の地域であったものも、経営に従って附近に人が集り住み遂に[新しい]部落を形成する場合も少くはなかった。この新部落を扱ふに門前部落と申しても宜しい。例へば山城木幡の浄妙寺の[場合の]如きこれで「方今此寺有仏役焉、有経典焉、有禅僧焉、有鐘楼焉、有房舎焉、有庁浴焉、道場之体漸具、其ノ下成聚成■邑城、其所無者塔婆而已」といってゐる(又釈十三)。かくの如くにてこれなる山荘の盛行は、単に生活に於ける地的要素を都会■若くは平原より山麓へ還元するの役割を演じたるのみならず、積極的に山麓に新部落発達の契機■■■[ともな]ったのである。

(このページの貼紙)

「覚経律師の如きもこれで、覚経止宿後のことを記して『寺ノ辺ノ里人共モ律師を憚テ人物云ヒ触ルル事モナカリシニ、今ハ幕ノ人蔑ヅルニヤ有ラム、皆去又、或ハ死ヌル者モ有レドモ来リ加ハル人ハナシ』(今昔物語十九ノ二十三)」

加えて山寺山荘を中■核として新部落が成立するとこの新部落を基として更に二次的山寺山荘若くは新部落の発達を見るに到る ―新別所など― ので、この場合に■矢張り山に●有の地域を撰んだのであるから、居住地域の愈々山奥に進行する傾を助長する。

以上の如くにして山に住まる地域村に山麓の野に部落の発達する傾向は平安時代以降一段と著しくなった。地方部落の居館もここにあれば、豪族の変質せるものである武士の居館もここに移る。一例せば、陸奥鎮五将軍平維茂の居館は、■特に山を背負ひ前に池をひかへ西方に川の流を巡ぐらしているといふが如き(今昔物語二十五ノ五)、利仁将軍の越前の居館の傍らは人呼ノ岳といふのがあつた如きこれである(同上二十六の■十七)。而してこれらの豪族や武士の居館の所在地域は云ふまでもなく、部落と切り離して考ふることを許されないのである。この代表的なる例を申せば、■平清盛の福原の山荘の如きこれで、■北後に■■山を[負ひ]■南方には内海をそへ[てゐるといふ生活の●造など]、海より山に到る間の山荘所在地域が一時帝都と●なったのである。また源頼朝の■根拠地鎌倉にしても後と左右とを山によつて取囲まれ前に海が展開しているといふ地域であつて、ここが天下の覇府の所在地として久しく政治的中心地と■■[しての]価値を失わなかった。その他地方に於ける豪族武士などの拠る城櫛にしても所謂山城なるものへ発達が中世を通じて特徴を成していたので、何れも山麓部落の発展■の徴証となるものである。寺院[や街道の別荘]など[を通じて]同様■■[の結論]が得られる。然るに近世に至り、交通の発達、商業の進歩、及び経済的地域の不足等によって再び[●●●]平原進出を見るに至った。城も平山城となれば、近世●●●●した佛教の寺院も多く平原に建てられたこと等は、部落の平原発達の一徴証である。平原が耕地化し■■[かけ]た

のもこの頃からである。が、なほこの■■部落の平原進出の傾向は遅々たるを免かれなかったが明治維新以来のこの傾向は急角度を以って平原に進出し、山■地部落が反対に淋れるといふこととなったのである。

○

上古人の居住地域即ち部落■の地理的位置は如上の通りである。部落は土地に対する経済[的]経営の根拠地である。換言すれば■■■■■■■[部落を根拠地として部落民]は其経済生活の手段として土地を利用したのである。■■■■■然らばその利用形態は如何であったかと云ふにまづ当時の部落の社会組織の単位は大体に於いて血縁関係より地縁関係への■段階を辿ってゐると思はれ、これは随って利用形態も若干変化してゐるのかと思はれる。血縁関係の部落に於ては、人と人の社会的結合の要素は血縁であり、身分の関係である。その最も単純なる個体は一家族である。これらの血縁関係が一定の地域に占居し経済的生活を営むに当っては、その手段とする土地か広く[して耕地か自由に得られるのみならず]自然物も亦豊富である所からして、■土地に対する利用の限界[を数える必要]がなく随って土地に高い経済的価値を認めない。この場合に於て血族団体内部の経済組織は如何であったかと云ふに土地の個別的利用もまた私有し■■[未だ]有せずして、すべて共同的経営が行はれ、土地を共同に利用しまた収益し[且つ之を共同に消費し]たものと思はれる。そうしてその際には未だ土地所有の観念は甚だ希薄ではあるが、また利用収益の対象たる土地の限界は固定しなかったが、しかし居住地域が固定している限りに於いて莫然とではあるか自ら一定の限界が生じ、その限界内の地域が団体の所有に属する細態であつた。総有制これである。総有制に於いては、土地の個人的所有もなく共有的所有もなく、■■ただ団体が単一体としてこれを所有するに止まった。而してこの際に於ける団体の意志機関及び執行機関となるのは族長であった。族長の最も単純なのは宗長である。

以上は初期に於ける土地総有制■であるが、その観念は甚だ希薄であった。この稀薄なる総有観念を明確なる観念に導いたのは、他の土地総有団体との対立である。人口の増加は血縁団体の分列を余儀なくせしめたる結果、同質の血縁社会がここに対立することとなつた。[この対立は]■■■■蓋し団体の分列に(当っては) [於■いて、] [彼等の]生活上の地的条件及び土地利用の技術上からして必然免がれなかったので、分列の後即ち■［新］社会の■■[成立]に伴って、(従来土地)利用し収益(したる) [すべき]土地の限界が■■■漸次明瞭にせられ、明瞭となるに随って土地所有■の観念もハッキリして来たのである。かくて■土地総有制はこの段階に於て明に成立したこととなる。而してこの段階に於ては、土地総有団体と部落団体とは同一であった。また土地■に対し■一段と高い経済的価値を認むることとなった。

然るに更に人口が増加して、土地の利用収益が愈々集約的となるに及んでは、血縁団体のみが一定の地域居住を占め一定の地域を経済的所有の下に置く所の血縁社会が崩壊せざるを得なくなる。即ちここに至って■■[同一]の血縁でない者が同一地域に居住する。■[こ]の地域を同うして団体生活を営む所から、この団体の生活体を地縁社会といふ。血縁社会より地縁社会への■■発展は、人と人との関係が血縁の関係から隣人の関係に推移し、人の結合の要素が、身分的から経済的に推移したのであって、人と人とが[土地といふものを基として]経済的に動的に結合したのである。そうして■■■■■■■■[かく結合せる団体■即ち地縁部落は、■]その構成員の以前の土地所有形態に替って依然土地総有制■が行はれたかと思はれるが、その純粋■形態は、共同に利用し収益する未墾地の上にのみ限られ、耕地に至っては■■■[総有制]の観念が漸く薄くなりつつあつたのではないかと思はれる。少くも総有制否定の■[萌芽]が発生してゐたのではないかと思はれる。何故となれば地縁部落の構成■■[単位]たる戸(家)は血縁団体として共産体をなし■経済的に他の戸と対立してゐるのである■[が]その共産体と■■いふ経済体の独立性は恐らく破壊せらるることなく保■存せられ、而もその(独立)経済体の■実質[を成すもの]は、(経済体)家族の労力を下すことを必要とする耕地であったらうかしていたる。

○

地縁■■■■■■■■■■■■■[部落構成の単位たる]戸の経済を維持する主要素■は■耕地であるが、この耕地は、最も当時の戸■■■■が■[血]縁部落の名残りで■■[あった]が如くに、耕地は戸といふもの■[に]標準を置いてこれを云へば、戸の総有制の客体をなし、てゐた。換言すれば戸が一定の限界をもつ耕地■■[を]総有してゐるのである。然るにこの戸の総有制は、これを地縁部落を標準として云へば、部落民全体の総有地に対立する所の戸の私有地であ■ったと云ふことが出来る。ただ[この私有制たるや]耕■地■■■にあってする耕作法及び利用法が幼稚であり粗放であった所からして、■■[その耕地]■■[に対して]経済的価値を高く■■■■■■■■認めず、従ってこれに関する■私有観念が■[動]もすれば希薄[になり勝]で、耕地の放棄、移動など■[私]有権の消滅・移転を齎らす現象が頻発したものかと思はれる。この点に於いて当時の私有物は甚だ不確実たるものを△■■■■■[△を免がれなかった。]人の結合の要素が、人的より物的に転じ血縁団体が土地団体になって、土地総有制が■明確に現出したときに当り、総有制の内に■土地私有制も■認められたのであるが、しかもこの私有制は■■■■頗る不確実であって、その萌芽が認めら

れるといふに過ぎないのである。
(剥離付箋で位置不明)「としたかの如く想像せし」
がかかる不確実なる私有制のうちに、ただ一つ確実であったのは屋敷であった。屋敷は一定地域を限るものであるがこの(屋敷)[屋敷地の限界は]は、■■狼類等の外■敵防禦の為に恐らく垣を以って囲まれたもので、それが故に垣内(カイト、カイチ)の名称の起源をなすものであらう。而してこの垣を以って囲まれたる屋敷内は、他の総ての支配を排除し、専属的排他的に戸を代表する家長の権力の行はれる領域で、この領域は、総有制から確実に脱退したる土地(が)、即ち私有地として総有地に対立したのである。宅地と相並んで常時に於ける私有権の客体となる総有権に対立し■得る可能性のあるのは墓地であって、(この場合の)墓地に於ける私有制は当時の民族の宗教性よりして[の]必然的現象形態である。
(半丁分貼り紙)「兎も角かくの如くにして[土地]総有制の内に私有制が存在したのであったが、この私有土地■はなほ一時的の性質を有し随って不確実性を含んでゐた。■即ち■[実]実■現象として部落民の移動といふことが、まだ容易に且つ多く行はれたからである。然るに時が経ち文化の[度が]■■高まるに伴って、部落民の移動に関する速縛が多くなり定住の傾を多くもつ。その結果従来一時的であった私有地も固定化して恒久性を増すが恒久性を有つに伴って、土地に対する経済的利用の範囲、即ち生産の手段とする土地■[の]地理的限界■[も]愈々■■[固]定化する。[この]固定化は必然耕地に対する利用形態を変へ随って耕地の経済的価値を高め、耕地対■■■戸の関係を、従来よりも一層緊密なるものとする■緊密なる関係■■■■■■■■に立つことは、耕地■[を]私有制■■■■[に導く過]程であって、■[こ]の過程に究局は私有制の確立である」(以上貼紙)

○

土地私有制の[萌芽乃至その]確立は、土地私有者である農民の属する氏族制の経済的意義を変化を与へた。何となれば従来の氏族制にありては土地は氏族といふ団体に属したるものと考へられ、氏族を率ゐる族長若くは氏上が、氏族内部の戸をしてその土地の経済的利用に当らしめてゐたので、随って経済上の単位は氏族そのものであったのであるが、「土地私有制の出現によって、新に従来経」「済的単位でなかっ」た戸が、代位するに至■■■■■■■[り、従来氏族の]経済的手段に過ぎなかった戸が新に経済上■に於て独立の人格を有ってきたからである。即ち戸が[独立して]経営的単位となるに伴って従来の粗放なる土地利用形態が廃棄せられては集約的利用形態がこれに代った為に、戸と土地との経済的関係は、氏族団体と土地との関係に於けるよりも、密接さを増すに至った。換言すれば氏族団体の土地に対する経済的意識が希薄となったに反して、戸に於ける意義が緊厚となって来たのである。而して■■■■■■■[この変化は必然][一方に於ては]土地の経済的価値を■上昇せしめたのではあるが、この上昇と■■■■と[とも連関して][一方に於ては]各戸の間に土地■■[競望]の現象を生むに到らしめた。即ち戸が経済的単位となりて土地[を]私有■しその[私有の]土地■■■に対して戸が経済的■専制支配を行ふやうになったので、私有の土地の●が戸の経済を支持する唯一の源泉となったからである。従来の如くに自[分の]戸の耕作利用せる以外の河内を原則として、自己の■[戸]の経済源としての永久性を強めることを許されなくなった[■■■]■から■■■■■である。

更にかくの如くにして生じたる[私有の]土地に対する着着心は、延いてより多くの土地を私有せんとする、自分の戸の支配下に置き、以って自戸の経済生活を豊にせんとする傾向を生むに至るは、また必然の経路であって、土地競望はここに■[現]はれるのである。而してこの競望■[の]結果は所謂[土地]兼併といふ現象形態ではあるが、この兼併に当って最も有利な立場にあったのは大きなる戸、即ち普通に所謂大氏これであった。大氏は歴史的にその有する経済的構造は大きかった為に、土地私有制の発生に伴って、その自己の支配下に置いた土地も亦大きかったののであるが、これと同時に土地私有の要求即ち●来性も必然強大であった。而してこの強大なる■■「●」来性を現実化せしむの■武力となったのは、大氏の有する社会的地位■であって、この社会的[地]位■によって、経済的に氏族制は爾組織せられたのである。氏族制は戸の経済的独立によって、[若くは]氏族団体の経済的単位た■ことの■喪失によって、■氏族制の経済的意義は変化したのであるが、■かかる下部構造の変化に係はらず、宗教的要素、政治的要素等の上部構造(は)に於てはなほ惰性的に旧形態を保持していたのであったが、この上部形態が全然崩壊しき■らない内に下部形態が新しい内容を持って構造せられたので、それは氏族制の更生である。即ち■■■■[戸の土地]私有■■■■[制が氏]族制を破壊するの武器とならずして、却って氏族制によって戸の土地私有制が益々強化せられのである。弱小なる戸が社会的に独立するの危険を避けて、依然として氏族団体として[の]活動を維持した。氏族団体を、戸の経済的独立を同時に解散せずして、旧形態のままに存置したのである。その方が戸の経済的発展の為に有利であった。而して[この際]氏族団体を依然持維するに当っては、■戸と大氏との間に新たなる経済関係が結ばれたのであって、戸としては大氏を背景としその勢力に頼ることによって自己の[土地]私有制の強化拡大を図ると共に、大氏を新に戸に対して、大氏自身の為にする経済的負担をなさしめ、以って大氏自身の経済的向上を図った。更に大氏は前述の如く[歴史的構造並に]社会的物位に基く勢力とによって、直接

土地私有を企つる機会も■多分に有ってゐ、■またその実現にも務めた。その結果大氏は二重の原因よりして土地経済上の優者となったので、かの蘇我氏等の土地の大兼併といふのが即ちかくして生れたのであった。

而る■に大氏の土地兼併の結果は、最も戸相互の間に土地私有に関して競望■したるが如くに、大氏相互の間に競争を生せしめ、この経済的競争が延いて政治的社会的現象ともなるに到ったが、この場合に於いて■■最も不安を感じ不利な立場にあったのは、皇室である。皇室は一つの大氏族ではあったが、単なる大氏族といふのではなくして、その有し玉ふ政治的経済的宗教的社会的諸関係に於ける位置は、氏族社会の指導的のそれであり、漸次この■指導的地位は日本といふ民族社会全体■に対する主権[者]の地位に転向しつつあったのててあるが、その転向期に当って、大氏の蚕食する所となったのである。この皇室対大氏の競争は遂に大化改新を生み、土地経済史上に一時代を画するに至ったのである

二　本論

一　班田制時代

氏族制の社会が、血縁社会より地縁社会へ転向するに伴って、土地に対する関係が総有制より私有制に傾いて来た。そうして土地私有制の基礎の上に立つ氏族社会は、戸の経済的能力を強化し、随って大なる戸即ち大氏の経済的勢力を強大ならしめた。然るにこの強大化現象は、当時漸く政治的支配の中心的位置を占めつつあった皇室との関係に於いて、存続を許されなくなり、終に[大化の改新といふ]政治的社会的変革を齎ら■■すこととなり土地(経済)[制]の上にも画期的な変化を与へた。然らば新に現はれたる土地制は如何なるもので■■■■あつたか。といふに、この土地制は、上古の土地制を否定して現はれたるものであるといふ歴史的根拠よりして、総有制及び總有制より導かれた私有制とは、別■形態に属するものであった。特に私有制とは対立関係に立つものであった。[即ち]私有制に対立する所のは土地公有制であった。

而して公有制に依存する公有権の主■は国家であり、国家を代表とするものはその中央政府たる朝廷であり、更に朝廷の中心は天皇であった。即ち天皇若しくは朝廷、若しくは国家が土地に関する監理権、処分権及び利用権・収益権を所有するといふのが公有制であった。公有制の源流は、一は皇室に即して■■■■[観念的に養はれて来]た民族[的]■■■■■■信仰にこれを求めることが出来、一は大陸文化即ち隋唐制度の採用といふことに帰着せしめ得る。この二源流■■■■■■■■[が社会的政治的形態を契]機として中古の土地公有制となって現はれたのである。然らばこの公有制は如何なる形態の■下に[現]実化したか。といふに、土地に関する監理・処分権は政府これを握り、利用・収益権をば人民に■■[付与]し、且つ■[その利]用・収益権の客体たる土地を均■し■からしめてた。換言すれば■同一の■[面]積を有する土地を人民に給付して、その利■用収益を許したのであった。班田制これである。

○

班田制に於ては等しい面積の土地を人民各自に給付しその使用収益権を与へる。[給付せらるる土地はこれを口分田といふ]この給付は一定期間をおいて■■[切替が行は]れ■[る]。「即ち六年一班の制度これではあるがこの切替行為、即ち前に班給したる口分田を上げて新に口分田として搬給さる行当は、■■実」際上に於ては、人民の惣べての上に行はるるのではなくして、新受給[権]者と受給権喪失者らの上に於てのみ行るるのであったから、大体に於いて人民はこの最初に給付せられて口分田を一生涯を通じて使用収益する■■■■[のであった。]而も一生を通じて使用収益せる口分田は、受給権喪失■■[後に於]ても、自己の■■[子孫の]新受給者権者によって相続せられ[る場合が多かっ]たであらう■■[が故に、]人民■■の最少の[社会]生活■組織[の単位]たる戸についてこれを云へば、家族の増減に応じて、多少の出入は免がれなかったせもせよ、大体に於いて同一面積の土地を永続的に使用収益することとなってゐた。戸は財■■[務]行政[組織]の単位を[なすもの]であって、「口分田の使用収益に対してなさるる国家の[物的]課」税及び、その使用収益によって■生活を保証せらるる人民に対して出される[身]的課税は、何れも戸を標準として行はれた。この戸の■■[上級]組織は五保であり、保のの上には里若くは郷があり、郷の上には郡があり、郡の上には国があったが、これらの国郡郷保は普通行政組織上の[段階的]単位を[をなすもの]であると同時に、何れも財■[務][■]行政上の単位[を成すもの]でもあった。随って財務行政■の基礎をなす土地行政上に於ても、それぞれ単位を構成するものであったから、最小単位たる戸の受給せる土地が略一定して不動であったが如く、保郷郡国の土地も略一定し且つ不動であ■[るを原則とし]たので、或る保郷郡国の土地を他の保郷郡国の者が耕作するといふことは、特別の事情のない限り、普通形態としてはまづ無かった訳である。

然らば「戸が略一定せる面積の土地を永久的」に耕作するといふことは何を意味するか。■既にも述べたるが如くに、班田制に於ての人民は土地に対してただ■用収益権のみを然興せられ、管理処分権は国家がこれを握ってゐたのではあるが、戸が一定地域の土地を永久的に耕作することになれば、その土地に対する戸の所有権は、戸の経済的変化のない限りに於いて、形式上若くは観念的には■使用収益権といふ部分的所有権ではあるが、実質的若くは現実的には全所有権即ち管理処分権をも併せて有ってゐるのと変りはなかった、

同じであった。平たく云へば現今日本に於ける土地所有と変りはなかった。戸の耕作地域は、戸の構成員たる家族の増減によって、時には多少の変化はこれを免がれなかったにもせよ、[少くも]根幹をなす地域は[戸が滅亡しない限りは]永久に相続せられた訳である。而して当時の戸の形態は所謂大家族制であって、その構成量は三四十人より百四五十人に上るといふ多数であったが故に、一の戸の所有地[域]は相当大き面積を有つてゐたので、これを班田制以前即ち大化改新以前に於る■所有地域に比較すれば、大差がなかったことと推測せられる。而もその所収形態に於ても、[実質的には]管理処分権が国家に引上げられないのと同じであ■■■■[ったのである]からして、これまた大化以前と変化はなかった。即ち班田制は実質的にはその[土地]所有形態から云っても所有地域から云っても大化以前と差したる変りはなかったので、ただ■形式的観念的に変化があったわけである。而して実質的に変化なく、形式的観念的に於てのみ変化のあったといふことが、大化改新[政治]に於ける経済的革新を可能ならしめて、新土地経済制度たる班田制を実現せしめたる所以であらうと思われる。

○次ハ豪族

写真１　表紙・包紙

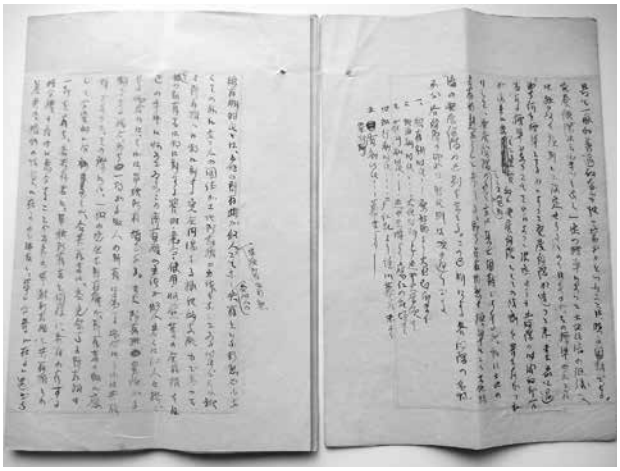

写真２　本文　３丁・４丁

註

1）今井修氏は『西岡虎之助年譜・著作目録 補訂版稿』(2010年)において、「1932年４月、大正大学文学部講師として科目中古時代土地経済史を講ずる」と考証している。本講義案がこの時に執筆・使用された原本である概然性は極めて高い。

2）小林真侑「西岡虎之助『講義録』にみる1938年の西岡史学」『和大紀州経済史文化史研究所紀要』41(2020年)、同「未発表の西岡虎之助『講義録』(1938年分)全文紹介」『学芸』67(2021年)。

補註

翻刻の分担は、本文２～９丁：西島野々華　10～17丁：宮前大地　18～22丁：古崎紀佑　23～31丁：海津一朗が原案を作り、相互に点検して西島がまとめた。「はじめに」は西島が執筆した。この作業は2021年度後期の日本史ゼミの成果であり、この論文作成に係る実費等は、西岡虎之助人物相関図の日本学術振興会助成金(基盤研究Ｃ課題番号21K00870)の成果である。